


つくばみらい市規則第18号

つくばみらい市自動車臨時運行許可に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月1日

つくばみらい市長 

つくばみらい市自動車臨時運行許可に関する規則の一部を改正する規則

つくばみらい市自動車臨時運行許可に関する規則（平成18年つくばみらい市規則第83号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「受けようとする者」の次に「（以下「申請者」という。）」を加え、同条第3項を次のように改める。

3 市長は、申請者に対し、許可を行う上で必要と認めるときは、自動車を確認できる書面のほか、運転免許証、個人番号カード等本人であることを確認できるもの、法人の代理人であることを証するもの又は居住の事実を証する書面等の提示又は提出を求めることができる。

第2条第4項中「認められないときは却下される」を「認める場合に限り、許可することができる」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 市長は、申請者が市内に住所を有しない場合は、市内に住所を有する者の中から保証人を定めさせ、その保証人に対し、居住の事実を証する書面の提出を求めることができる。

第4条第1項中「申請人」を「申請者」に、「しなければならない」を「するものとする」に改める。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

自動車臨時運行許可申請書兼台帳

APPLICATION FOR CAR TEMPORARY PLATE

※注：裏面をよく読んで太線を記入し、必要な書類を添えて提出してください。

車名 Maker of the vehicle		
形状 Type of Body	1 箱型 (Box-staped) 2 ステーションワゴン (Station Wagon) 3 バン (Van) 4 キャブオーバーバー (Cab-over) 5 オートバイ (motorcycle) 6 その他 ()	
車台番号 Serial No.		
運行の目的 Purpose	1 車旅のための回送 (Inspection) 2 登録のための回送 (Registration) 3 封印取付け (Seal) のための回送 4 その他 (Other) ()	
運行の経路 Route	出発地 (From) 経由地 (Via) 到着地 (To) ※発着主要経路の地点名を記入してください。	
運行の期間 Service period	自 (From) 年 月 日 ~ 年 月 日 (日間) 至 (To) 年 月 日 (日間) ※目的達成に必要な最小限の日数を記入してください。 (通常、整備のための回送は1日間、車検・登録のための回送は1~2日間です。)	
	自動車損害賠償責任保険 Car Insurance	
	保険会社名 Name of Co.	保険会社
	証明書番号 Voucher No.	
	保険期間 Insurance Period	自 (From) 年 月 日 至 (To) 年 月 日
	備考	

裏面の注意事項に同意の上、上記のとおり臨時運行の許可を申請します。

つくばみらい市長 様

申請者	住所又は所在地 Applicant's Address	
	氏名又は名称 Name	
	法人の場合には代表者名も記入してください。 業種 Type of industry	(代表者) 電話 (Tel) () 1 販売業 (Sales) 2 整備業 (Maintenance Services) 3 個人 (Personal)
	番号標受領者氏名・住所 Recipient name Applicant's Address	※申請者と異なる場合のみ記入

番号標番号	—	枚数	1・2
許可番号	No.		
許可年月日	年 月 日		
有効期間	~		
返納月日	年 月 日		
備考			

返納期限 年 月 日まで

◎ 注意事項

- 1 不正に許可を受けた場合は、1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金、又はこれらが併科されます。(道路運送車両法第107条)
 - 2 許可証、番号標の有効期限が満了したときは、その日から5日以内に返納してください。この返納期限内に許可証、番号標を返納しないときは、6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金が科せられます。(道路運送車両法第108条)
 - 3 許可を受けた自動車であっても保安基準に適合しなければ、運行してはなりません。
 - 4 上記1～3に該当すると思われる場合は、本申請に関する情報を管轄する警察署に情報提供します。
- ◎ 臨時運行許可を申請する方は、下記の書類を必ず提示してください。
- 1 自動車検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書、登録事項等証明書など。
 - 2 自動車損害賠償責任保険証明書(自動車損害賠償責任共済証明書を含む)。
 - 3 申請者又は来庁者の住所が確認できるもの。
自動車運転免許証、マイナンバーカード、在留カードなど。
- ◎ 申請書記載方法
- 1 車名は、トヨタ、ニッサン、ホンダ、マツダ 等と記入してください。
 - 2 形状は、該当番号に○印をつけてください。「6 その他」の場合は、()内に自動車検査証上の車体の形状を記入してください。
 - 3 車台番号は、車台に打刻されている記号番号を記入してください。
 - 4 運行の目的は、該当番号に一つだけ○印をつけてください。「3 その他」の場合は、()内に具体的に記入してください。
 - 5 運行の経路は、運行目的達成のための発着主要経路の地点名を記入してください。
(例 千代田区霞ヶ関～〇〇市～〇〇高速～〇〇市〇〇区)
したがって、都道府県内一円、市、町内等ばく然とした地域を記入したもの、車検切れの車を販売する等の目的で各地を巡回する場合等は許可できません。
 - 6 許可を受ける方は、申請者欄に必ず記入(申請者と来庁者が異なる場合は番号標受領者欄も記入)してください。

臨時運行許可書

※注：裏面をよく読んでください。

車名	許可番号	第	号
形状	臨時運行許可 番号標番号	土浦 つくばみらい	枚
車台番号			
運行の目的			
運行の経路			
運行の期間			

住所又は所在地	
氏名又は名称	
法人の場合は代表者名	
業種	
※申請者と異なる場合のみ記入	
番号標受領者氏名・住所	

年 月 日

茨城県つくばみらい市長



許可を受けた者

(裏)

《 注意事項 》

有効期間

月 日から

1 この許可証及び番号標（仮ナンバー）は、あなたが申請した自動車並びに許可された目的及び経路以外には使用できません。

2 許可証は、有効期間を表側とし、前面ガラスの見やすい所に表示してください。

3 番号標（仮ナンバー）は、自動車の前面及び後面にき損又は亡失しないように確実に取り付けてください。

4 許可証及び番号標（仮ナンバー）をき損又は亡失したときは、速やかに申し出てください。

5 番号標（仮ナンバー）は、汚れを落としてから返納してください。

6 この許可証及び番号標（仮ナンバー）は、

年 月 日

までに必ずお返しください。

【連絡先】

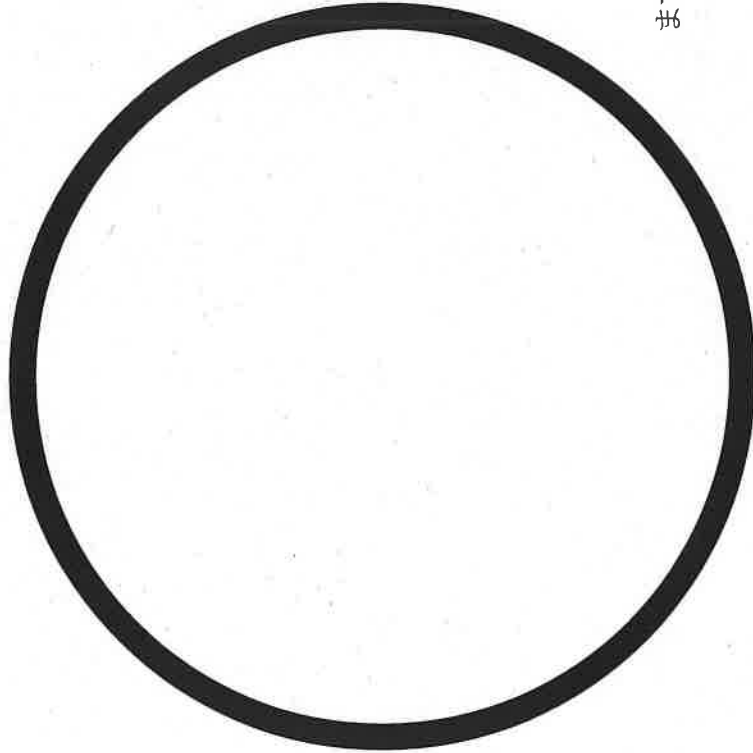
つくばみらい市役所 市民窓口課

電話 0297(58)2111(代)

伊奈庁舎 茨城県つくばみらい市福田 195 番地

谷和原庁舎 茨城県つくばみらい市加藤 237 番地

まで



附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後のつくばみらい市自動車臨時運行許可に関する規則の規定は、この規則の施行の日以降に申請のあったものについて適用し、この規則の施行の日前に申請のあったものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前のつくばみらい市自動車臨時運行許可に関する規則に規定する様式により調製された申請書等の用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。